

千葉県病院局規程第19号

千葉県病院局電子情報処理規程（病院局規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月20日

千葉県病院事業管理者 寺 井 勝

第2条第3号中「千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第7号に規定する実施機関」を「市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会」に改める。

第2条第4号中「条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第24条第1項中「条例第2条第3号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項」に改める。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。